

# 本邦滞在中の在留資格保持者の再入国手続の流れ



特設ホームページで追加的防疫措置の内容を確認し、同措置内容を遵守することを誓約するとともに、電子メールで、出入国在留管理庁宛て再入国の予定を申し出ます。

対象者であることが認められた方に対して、「申出が受理された」旨のメール(以下「受理書」という。)を返信します。  
※受理書は出入国手続で必要となります。

出国審査において入国審査官に受理書を提示してください。  
※受理書は、印刷したものを提示又は、スマートフォン等で提示のいずれでも差し支えありません。

滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID-19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて「陰性」であることを証明する検査証明(以下「検査証明」という。)を取得してください。  
[検査証明フォーマット](#)

到着空港の検疫所において、新型コロナウイルス感染症の検査を受けてください。

検疫後の入国審査において、入国審査官に受理書を提示し、検査証明を提出してください。  
※検査証明を所持していない場合には、入国を拒否されることがあります。